

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和四年東京都規則第二百三十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条の二十二から第九条の二第二項までの改正規定（現行のとおり）</p> <p>第九条の二第二項中「建築物省エネ法」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）に改め、同条第三項中「省エネルギー性能基準の値」を「省エネルギー性能基準」に、「値以上」を「基準」に改め、同項第一号及び第二号中「第八条の三第二項第二号」を「第一項第二号」に、「低減率の値」を「低減に関する基準」に改める。</p> <p>第九条の三から第十三条の五までの改正規定（現行のとおり）</p> <p>別表第一の四及び別表第一の五の改正規定（現行のとおり）</p> <p>別記第二号様式の十五から別記第五号様式の五までの改正規定（現行のとおり）</p>	<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条の二十二から第九条の二第二項までの改正規定（略）</p> <p>第九条の二第二項中「建築物省エネ法」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）に改め、同条第三項中「省エネルギー性能基準の値」を「省エネルギー性能基準」に、「値以上」を「基準」に改め、同項第一号及び第二号中「第八条の三第二項第二号」を「第一項第二号」に、「低減率の値」を「低減に関する基準」に改める。</p> <p>第九条の三から第十三条の五までの改正規定（略）</p> <p>別表第一の四及び別表第一の五の改正規定（略）</p> <p>別記第二号様式の十五から別記第五号様式の五までの改正規定（略）</p>